

事務連絡
令和2年10月23日

地区薬剤師会 医療保険担当役員殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

関東信越厚生局東京事務所に届出が必要な報告について(提出周知のお願い)

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和2年10月2日付 関厚発 1002 第52号にて、関東信越厚生局より別紙通知がありました。平成26年度より、全ての保険薬局は、「妥結率、単品単価契約、及び一律値引き契約に係る状況」について、毎年4月1日から9月30日までの期間における実績を報告することとなりました(受付期間:10月1日～11月30日)。

また、この報告を、“期限までに提出しない保険薬局”及び“妥結率の実績が5割以下の保険薬局”は、翌年の調剤基本料(4月1日～3月31日間)を所定点数の50/100相当で算定することとなります(「2020改訂版保険調剤のてびき」下巻P.112参照)。

つきましては、全ての保険薬局が、必ず提出しなければなりませんので、期限の11月30日(月)までに報告されるよう貴地区会員薬局にご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

届出用紙(1種類)

(様式85)「妥結率等に係る報告書」⇒

全保険薬局 必須

(11月30日(月)提出期限)

提出先(1部郵送)

〒163-1111 新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー11階

関東信越厚生局 東京事務所 審査課 宛

※提出する届出書のコピーを薬局で保管してください

また、この報告書様式のダウンロード等は、関東信越厚生局のホームページから入手できますので、併せて貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。なお、同様式もPDFで添付しますのでご活用ください。

関東信越厚生局ホームページ

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iryo_shido/daketuritu.html

関厚発1002第52号

令和2年10月2日

公益社団法人 東京都薬剤師会長 殿

関東信越厚生局長

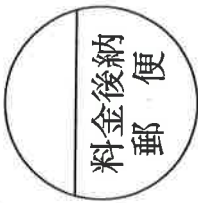


妥結率等に係る報告について【薬局】

「妥結率、単品単価契約率及び一律値引き契約に係る状況」につきましては、毎年4月1日から9月30日までの期間における実績について、各保険薬局から報告を求めています。

本年につきましては、別紙のとおり各保険薬局あてに通知しますので、貴会におかれましても御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

郵便はがき



妥結率等に係る報告書について

日頃より、医療保険制度の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

保険医療機関のうち許可病床数が200床以上の病院及び保険薬局は「妥結率」、「単品単価契約」及び「一律値引き契約に係る状況」について、毎年4月1日から9月30日までの期間における実績を、10月1日から11月末日までに報告していただくこととされています。

つきましては、下記関東信越厚生局HPより報告様式をダウンロードしていただき、下記期限までにご提出をお願いいたします。

提出期日：令和2年11月30日(月)

なお、インターネットがご利用できない環境にある場合は、おもと面のお問い合わせ先まで連絡いただければ用紙を送付いたします。

妥結率の実績が5割以下又は報告書が提出されていない場合は、診療報酬にあつては初再診料、調剤報酬にあつては調剤基本料が減算となりますのでご注意ください。

【重要なお知らせ】

妥結率等に係る報告書の様式については、関東信越厚生局公式ホームページからダウンロードの上、ご提出いただきますようお願いいたします。

(ご提出・お問い合わせ先)

関東信越厚生局 東京事務所 審査課
〒163-1111

新宿区西新宿6-22-1

新宿スクエアタワー 11階

電話番号：03-6692-5119

<ホームページのご案内>

【関東信越厚生局公式ホームページ】

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iryo_shido/daketuritu.html

上記アドレス又はトップページの「新着情報」又は「重要なお知らせ」にある「保険医療機関・保険薬局における妥結率等に係る報告について」をクリックしてください。

※ 記載上の注意等につきましては、ホームページをご参照ください。

妥結率等に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

保険薬局コード	
---------	--

保険薬局の所在地：

保険薬局の名称：

担当者氏名：

電話番号：

1. 妥結率

当該保険薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額 (①)	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (②)	円
妥結率 <div style="text-align: right;">(②/①) %</div>	%

2. 単品単価契約率

卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (②の再掲)	円
単品単価契約に基づき取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (③)	円
単品単価契約率 <div style="text-align: right;">(③/②) %</div>	%

3. 一律値引き契約の状況

(1) 一律値引き契約の該当の有無

<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
----------------------------	----------------------------

(2) (1) で有とした場合、当該契約における値引き率を取引卸売販売業者ごとに報告すること。

取引卸売販売業者名	値引き率 (税込み)
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%

[記載上の注意]

- 1 医療用医薬品とは、薬価基準に記載されている医療用医薬品をいう。
- 2 薬価総額とは、各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したものをいう。
- 3 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 4 単品単価契約とは、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約をいう。
- 5 一律値引き契約とは、卸売販売業者と当該保険薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。この場合、一定割合以上としては、5割以上とし、全ての医療用医薬品が一律値引きにより価格決定した場合を含むものとする。
- 6 値引き率とは、薬価と取引価格（税込み）との差を薬価で除し、これに100を乗じて得た率をいう。記載にあたっては小数点以下第2位を切り捨てて計算すること。
- 7 1. から3. までの報告については、報告年度の当年4月1日から9月30日の実績を報告年度の10月1日から11月末までに報告すること。報告しない場合は、調剤基本料が所定点数の100分の50に相当する点数により算定されることに留意すること。
- 8 同一グループ内の保険薬局の処方箋受付回数合計が1月に3万5千回を超えると判断されるグループに属する保険薬局については、保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

【別紙】

	質問	回答
1	10月1日以降に新規指定となった保険医療機関等は、翌年10月31日まで妥結率の低い保険医療機関等としてみなされないこととなっているが、4月1日から9月30日までの新規指定については、どのように取り扱えば良いか。	4月1日に新規指定となった場合は、4月1日から9月30日の実績を10月に報告することになり、4月2日から9月30日に新規指定となった場合は、当該年度の報告は不要であり、翌年10月31日まで妥結率が低いとはみなされない。なお、来年度以降は報告が必要となることに留意すること。
2	4月から9月の妥結率を報告するにあたり、保険医療機関等が個人から法人に組織変更した場合や、保険医療機関が増床し、200床以上の保険医療機関になった場合の取扱いはどのようなになるのか。	組織変更や増床以前の妥結率と以降の妥結率（4月から9月分）をまとめて報告する。 なお、10月以降に増床した場合には、来年度以降の報告となる。
3	報告書への添付資料として、保険医療機関等と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等、妥結率の根拠となる資料の提出が必要となるが、妥結率の根拠となる資料として、契約書の写しのみ添付すれば良いのか。	添付資料としては、契約書の写しのみで差し支えない。ただし、妥結率の根拠となる詳細な資料として、保険医療機関等と卸売販売業者が取引した医薬品の薬価総額とその内訳、そのうち妥結した品目と合計が分かる資料については、地方厚生（支）局等からの求めに応じて保険医療機関等は速やかに提出できるようにしておくこと。（詳細な資料は保険医療機関等で保管しなくても、求めに応じて取引先の卸売販売業者等から当該資料を速やかに入手して提出することでも差し支えない。）
4	報告書への添付資料について、契約書の取交わしが無い場合どのようにすれば良いか。	例えば取引のある卸売販売業者ごとに、卸売販売業者と保険医療機関等の両者が押印により、妥結率の報告対象となる期間において価格が変更されることがない旨証明する書類をもって、契約書の写しに替えることができるものとする。
5	複数の保険医療機関等を開設している法人等において、卸売販売業者と当該本部又は本社が直接契約している場合、契約書の写し等妥結率の根拠となる資料の添付及び報告書に係る金額・妥結率の記載はどのようなになるのか。	妥結率の報告は保険医療機関等ごとに行うものであり、妥結率は実際に保険医療機関等と卸売販売業者が取引（本部又は本社から調達したものを含む）した医薬品の価格、妥結状況から算出する。 また、本部又は本社と卸売販売業者間での契約に係る資料も、保険医療機関等ごとの妥結率の状況が分かる資料であれば、妥結率の根拠となる資料として差し支えない。
6	公益的な側面から地域の備蓄拠点として機能している地区薬剤師会立の会営業局との少量の取引においても、妥結率の根拠となる資料が必要となるか。	当該薬局と妥結率を報告する保険薬局間の取引に限り、薬価総額とそのうち妥結した総額を証明する書類（この場合は、妥結率を報告する保険薬局の押印のみで良いものとする）を添付することで差し支えない。ただし、当該薬局と妥結率を報告する保険薬局が取引した医薬品の薬価総額の内訳、そのうち妥結した品目と合計が分かる資料については、地方厚生（支）局等からの求めに応じて妥結率を報告する保険薬局は速やかに提出できるようにしておくこと。 （詳細な資料は妥結率を報告する保険薬局で保管しなくても、求めに応じて取引先の会営業局から当該資料を速やかに入手して提出することでも差し支えない。）

※ 保険医療機関等とは、保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る）及び保険薬局を指す。